

京都大学
外国人留学生

チューター手引き



留学生担当教員連絡会
国際交流推進機構

はじめに

2011年5月1日現在、京都大学には107の国や地域から、1658名の外国人留学生（学部生164名、大学院生1213名、研究生等281名）が学んでいます。これは学部生の1.2%、大学院生の13.2%に当たり、多くの留学生が日本人学生と同様のキャンパス生活を送っています。



しかし、初めて京都を訪れ勉学生活を始めるにあたり、言葉や生活習慣の違いをはじめとして留学生は様々な困難・障碍に直面します。そこで、留学生が京大生としてのスタートをスムーズに切り順調に勉学生活を送れるように、京都大学では留学生を様々な支援しております。たとえば、留学生の勉学を指導し支える各学部・研究科等の指導教員、留学生担当教員・職員、日本語教育やアドバイジング等を行う国際交流センター、留学生の生活支援事務を統括する研究国際部留学生課、等々があります。それに加えて、ここで取りあげる「チューター」制度があります。

さてこれまで、留学生とチューターとが親友として末永く友情を育てているという嬉しいケースが見られる一方で、無制限に時間を使って留学生に献身的に尽くしたり、ほとんど留学生と接触しないで責任を果たさなかったりするケースも見られました。後者の責任放棄タイプは言うまでもありませんが、前者の献身的なタイプも適切なものとは言えません。それは一見理想的に見えますが、過度な支援は留学生の自立の足を引っ張りますし、勉学に忙しいチューター自身にも大きな負担をかけてしまいます。このような両極端なケースはそう多くはないのですが、外国人留学生へのチューターという制度は曖昧で、わかりにくいためか、全般的に留学生とチューターとの適切な関係を築くのが難しかったように思われます。

そこで、ここに「チューター手引き」を作成し、チューターとはどんな役割であり、何が期待されているのかを書きます。現在チューターである人、これからチューターを希望する学生・院生の皆さんに参考にしていただきたいと思います。

目 次

1. チューター制度の概要	3
2. チューターの具体的な仕事	5
①日常生活を始めるにあたってのサポート例	
②学校生活を始めるにあたってのサポート例	
③悩みの相談を受けた場合	
3. チューターとして注意すべき点	7
4. プライバシーの遵守	9
5. 問題が生じたときの対応	9
①メンタルな問題、健康上の問題が生じた場合	
②ハラスメントが生じた場合	
③留学生とチューターの関係に問題が生じた場合	
6. アンケート内容から知るチューター	10



1. チューター制度の概要

まずチューター制度の特徴を理解していただくために、Q & A形式で簡潔に説明しましょう。

①チューターとはどのような制度ですか。



チューターとは外国人留学生のための家庭教師プラス生活支援者のようなものです。留学生が日本での大学生活を順調に送るための手助け、手伝いをする大学院生・学部生のことです。

②チューターは何をしますか。

チューターに期待される仕事としては以下の3つがあげられます。

- (a) 留学生の生活サポート
- (b) 日本語のサポート
- (c) 専門領域学習に関する勉学サポート



③誰がチューターになれるのですか。



チューターは原則として京都大学の大学院生から選ばれますが、学部生も可能です。日本人学生が大半ですが、もちろん、日本での生活経験が豊かな留学生がチューターになることもあります。

④チューターはどうやって選定されるのですか。

指導教員などの推薦、部局によっては応募によって決まります。

⑤チューターに選ばれた後はどうしたらいいのですか。



- ・指導教員と打ち合わせ(支援内容の確認)をしてください。前任者がある場合は引継ぎをしてください。
 - ・次に、留学生と面会し、打ち合わせをしてください。この時に支援する内容を相談し、できること、できないことの提示等が必要でしょう。
- *指導教員、チューター、留学生の3者が打ち合わせをすることが望ましいでしょう。

⑥どのくらいの期間チューターがつくのですか。

原則として、留学生が大学院生・研究生の場合は入学後最初の1年間、学部生の場合には最初の2年間です。



⑦チューターは謝金がもらえますか。

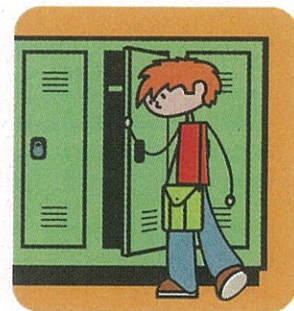


チューター謝金が支給されます。チューターに支払われる謝金は1時間あたり1000円程度です。だいたい、半年間で約4万円、1年間で約8万円です。

*学部・研究科等によって異なる場合もあります。

⑧チューターはどの程度の作業時間が期待されているのですか。

大体半年間で40時間、1年間で80時間程度です。この時間内で適切かつ有効に時間を使い、留学生の必要とするサポートを行ってください。夏休み、冬休みもありますから、平均すれば週1回2時間程度のサポートがひとつの目安でしょうか。



2. チューターの具体的な仕事

個別の留学生の事情によってサポートしてほしい内容は異なりますが、一般的には、日常生活を始めるにあたってのサポート、学校生活を始めるにあたってのサポートなどです。以下に標準的なサポート内容を記しますので、留学生が必要とするものをあらかじめ理解しておいてください。

ただ、繰り返しますが、何をどのようにサポートするのかは、当事者間でよく相談し、半年で約 40 時間（1 年で約 80 時間）という時間を適切に配分して有効に行ってください。

①日常生活を始めるにあたってのサポート例

- ・スーパーなどに買い物について行って、翌日からの日常的な生活が始められるようにします。
- ・市役所・区役所等に同行して、必要な諸手続きを行います。
- ・通学の便宜等に関しては、大学への行き方、交通機関の利用法（定期券の購入など）を教えます。
- ・銀行の口座開設（印鑑の使用も含め）・利用法、携帯電話の購入、電気・ガスの開始・使用料金の納め方等も、必要に応じ常識の範囲内で教えます。個人のプライバシーに関する事柄にはできるだけ入り込まないようにします。



* 国民健康保険等の諸手続きに関しては、各学部・研究科等の窓口・留学生課で情報を得てください。



(学内では)

- ・所属の学部・研究科等の窓口に行き諸手続きを済ませます。
- ・学内施設（各学部窓口・留学生課・「きずな」・「留学生相談室」・食堂・図書館・生協・附属病院・保健診療所・カウンセリングセンターなど）を教え、利用方法を紹介します。



②学校生活を始めるにあたってのサポート例

- ・学部・研究科等での履修の仕方をアドバイスします。
 - ・学習の進め方について相談しアドバイスしてください。ただし、研究指導は指導教員が行いますので、どのように相談するか、あるいは指導教員の指導にどのように従って研究を進めるかに限定してアドバイスします。
 - ・日本語の学習は、専門的で系統的な日本語教育は国際交流センターで行っていますので、登録を行い、授業への出席を勧めてください。それ以外の勉学上欠かせない専門日本語などを教えます。
- *長時間を必要とするような翻訳作業などは責任範囲外です。それは、まったく善意で行うか、別個のアルバイトとして契約して行ってください。中途半端な善意は誤解のもとです。



③悩みの相談を受けた場合



- ・種々の悩みの相談相手となることは非常に大切なことですが、難しいと思ったらすぐに関係機関に相談し、そちらに任せてください。過剰な負担を背負い込むことは避けましょう。詳細は、P9「問題が生じたときの対応」を参照してください。

3. チューターとして注意すべき点

- ①チューターは単なるアルバイトではありません。アルバイトとして義務的に手助けするのではなく、友人としてサポートするという姿勢が望まれます。ただ、親密すぎるとお互いに負担になりますので、適度な距離を保つことも大切です。親しき仲にも礼儀（距離）ありで、両方のバランスが大切でしょう。



- ②お互いの文化やバックグラウンドが異なり、コミュニケーションギャップが生じやすいですので、十分に話し合ってください。日本の大学や社会が外国人にとってどのように映るのかということや、宗教、飲食など生活上のタブーなど、「相手の立場にたって考えること」が必要でしょう。

- ③どのようなサポートが望ましいかは、個々の事情によって異なります。本人、指導教員、そしてチューターがよく相談し、お互い納得して行ってください。たとえば、来日当初は行政手続きを主に手伝い、落ち着けば日本語のサポートや勉学のサポートを主にする、といったようなものです。時間は限られていますから、時間配分を考えて、適切なスケジュールをたてましょう。もちろん、計画をたてた後も臨機応変の微調整が必要であることは言うまでもありません。

支援はあくまでも勉学関係を中心としたほうがいいでしょう。勉学サポートが指導教員や研究室で行われる場合は、その研究室や指導教員の意見を取り入れてください。留学生を取り巻くそれぞれの役割の連携の下に支援内容を柔軟に決めてください。

- ④チューターはオールマイティではありません。出来ないこと、わからないことがあっても、恥じたり責任を感じたりする必要はありません。個別の問題をど



のように調べればいいのか、個別の懸案を解決するためにはどこに行けばいいかを留学生にアドバイスできればそれで十分です。それ以上は、学部・研究科等事務、留学生担当教員、国際交流センター「留学生相談室」、留学生課などで相談してください。

⑤相手の立場にたつこと、十分なコミュニケーションをもつこと、適切な距離をとること、そして守備範囲を越えずに関係機関に適切に連絡し解決をゆだねること、が大切です。とりわけ、留学生に精神的な問題が生じたり、指導教員等と難しい関係になったりした場合、自分で解決しようと力まないでください。各部局の留学生担当教員か国際交流センターの「留学生相談室」等に相談してください。チューターが過度に責任を感じすぎたり、問題を抱えこんだり、無制限に時間を使うことは避けましょう。



チューターは留学生の身近な存在として非常に大事な役割ですが、あくまでも自分の勉学や生活を普通に行っていくことが前提です。自分を犠牲にすれば、結局は歪みが生じてしまいますから。

⑥留学生との間で、お金や物の貸し借りは行わないようにしましょう。

国や地域によっては、お金や物の貸し借りを、他人との間でも日常的に行うことが普通の習慣というところもあります。また、学費など、期限が定められた重要な支払いが行えない等の理由で、困った留学生が、身近な人に借金の申し込みをしてくることも考えられます。しかし、異なる文化・習慣を持つ外国人との間で、お金や物の貸し借りをを行うと、貸し借りに対する互いの感覚の違いから、後で思わぬトラブルを招いてしまうことがあります。

チューターも留学生も学生同士ですので、お金や物の貸し借りは行わないようにし、仮にしつこく求められた場合でも、それに応ずることは大学から禁止されていることを理由に、はっきりと断るようにしましょう。



4. プライバシーの遵守

留学生のプライバシーを守りましょう。留学生は個人的な悩みなどを相談する場合もありますし、支援の過程でプライバシーを知ることもあるでしょう。留学生



個人の名前を出してやたらと話題にしたりすることは避け、当該留学生のプライバシーを守りましょう。軽はずみな行為や不注意によって、留学生を傷つけたり、信頼を裏切ったりすることになりかねません。いわんや相手の信頼につけ込むような行為は問題外です。

5. 問題が生じたときの対応

①メンタルな問題、健康上の問題が生じた場合

指導教員、留学生担当教員、国際交流センター「留学生相談室」に相談してください。

②ハラスメントが生じた場合

指導教員、留学生担当教員、国際交流センター「留学生相談室」に相談してください。

ハラスメントには、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメントに加え、人種的ハラスメント等も考えられます。留学生の場合、とりわけ人種的ハラスメントが深刻な場合がありますので、そのような問題が生じた時は必ず関係機関に相談するようアドバイスしてください。



③留学生とチューターの関係に問題が生じた場合

チューターと留学生の関係が悪化した時や留学生がチューターの都合で、チューターとしての役割が果たせなくなったときには、問題を抱え込まずに、速やかに指導教員、留学生担当教員、国際交流センター「留学生相談室」に相談しましょう。

6. アンケート内容から知るチューター

京都大学で学ぶ留学生の特徴は、約8割以上が学位取得を目指す大学院生で、滞在期間も平均5年程度の長期滞在者が主なことです。また、中国、韓国、台湾などの東アジア出身者が約6割を占めていることも特徴です。さらに、部局別では、2011年5月現在、工学部／研究科、経済学部／研究科が多く、農学部／研究科、人間・環境学研究科と続いています。

そのような中で留學生活の最初の時期にチューターは留学生にとって重要な役割を果たしており、これまでも多くの京大生がチューターとなってきました。2002年の留學生センター(現 国際交流センター)によるチューターへのアンケート調査の結果を以下に紹介しますので、実際チューターになった京大生の以下の意見を参考にしてください。

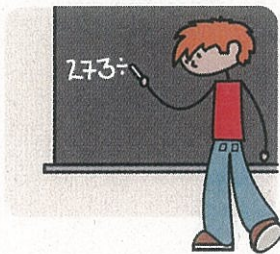
①なぜチューターになろうと思いましたか。きっかけは何ですか。

- ・外国や外国人に関心があるので
- ・自らの研究について留学生から学べるので
- ・日本のことに不案内な人を支援したいので
- ・自らの語学の勉強のため



②実際にどのような活動を行いましたか。

- ・種々の相談を受けた
- ・日本語に関して：日常言語、関係書類の日本語
- ・学習と研究面：大学院情報、論文へのコメント
- ・学内生活面：ネットワーク関係、プログラミング言語
- ・一般生活面：引越し、住宅探し、コンピュータの修復、携帯電話の購入、公共料金の支払い方法、外国人のみが必要な手続き書類の詳細、騒音問題、
- ・対人関係面：交際相手のトラブル、差別問題
- ・日常的な経済問題：経済的援助
- ・マンツーマンで読書会をした
- ・下宿探しをした
- ・新聞記事の投稿の英文和訳を手伝った
- ・チューターというより同僚としてつきあった



- ・日本語の個人指導、課題や提出物の日本語支援を行った
- ・大学院入学試験の準備を手伝った
- ・日本語の「流儀」のようなものを教えた
- ・日本語の文献を正確に読み、書くための支援を行った
- ・日本史史料を読む技術を教えた
- ・特に学内生活を助けた
- ・日本語で書かれた明細書に書かれていることを伝えた
- ・教員に聞きにくい些細な相談にのった
- ・学生生活の実際を伝えた
- ・授業の情報提供を行った



③ どういう点が良かったですか。

- ・留学生の中心的な支えになれた
- ・相談相手になれた
- ・留学生の友人関係や生活の出発点となれた
- ・日本語習得に役立てた
- ・日本語習得以外の具体的場面で役に立てた
- ・個人的に成長した
- ・語学面でプラスになった
- ・研究のプラスになった
- ・異文化交流・国際交流をしたいと思うようになった
- ・人間関係が広がった
- ・日本・日本人・日本語について考えるきっかけになった
- ・違う分野について知ることができた



④ うまく行かなかった点、困難を感じた点はどういうことでしたか。



- ・コミュニケーションの不足や専門分野の違いで連携がうまくいかなかった
- ・指導教員とあまり連絡を取り合わなかった。どちらかといえば、はじめ紹介されたとき以外は留学生とチューターのための連携であった
- ・留学生固有の問題が発生した時、対応できなかった
- ・英語力が足りないことを痛感した
- ・生活費など経済的な問題では全く力になれなかった

- ・留学生のニーズに対応できなかった
- ・時間の調整がうまくいかなかった
- ・何をどうしたらいいかわからなかった
- ・実態がわからなかった
- ・時間的な制約が大きかった
- ・制度的問題・サポートの不足があった
- ・チューター個人によるところが多く、結果としてバラバラの情報しか提供できなかった



⑤これからチューターになる人へのアドバイス。

- ・留学生の希望・ニーズを明確にして、それに応じたほうがいい
- ・チューターがひとりで頑張らずに、サポート体制を上手に利用して欲しい
- ・チューターとして何を求められているのか分からないことがある。「当人同士で相談して決めてくれ」と言われるが、初対面で言葉も十分に通じないもの同士に言われても戸惑うばかり。留学生をサポートする国際センター留学生相談室や学部の留学生関係教員に相談して欲しい

(※) 本パンフレット作成に当たり、高松里 (2005) 『日本に住む外国人留学生 Q&A』 (東京、解放出版) 及び『留学生と交流 ハンドブック 2006』 (横浜国立大学留学生センター生活指導部門) を参考にさせていただきました。記して感謝申し上げます。



問い合わせ先

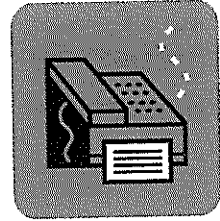
【各部局の留学生担当教員及び事務室】

* 部局の事務室で照会してください

【留学生課】

TEL : 075-753-2543

E-mail : ryugak78@mail.adm.kyoto-u.ac.jp



(2012年3月発行)



京都大学
KYOTO UNIVERSITY